

地域登録検査機関の登録通知書

住 所	
名称並びに 代表者の氏名	
登録の区分	
農産物検査を行う 農産物の種類	
農産物検査を行う区域	
登録番号	
登録年月日	
登録の有効期間	

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）に基づき、地域登録検査機関の登録をしたことを通知します。

年 月 日

熊本県知事

地域登録検査機関の登録拒否通知書

(名 称)

(代表者氏名)

下記により、農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）に基づく地域登録検査機関の登録を拒否します。

記

〔拒否理由〕

年 月 日

熊本県知事

(教示)

この処分に不服がある場合には、

1 この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に 県知事に異議申立てすること

及び

2 県を被告として、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

公 示

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、別紙
のとおり地域登録検査機関を登録したので、同条第 6 項の規定に基づき公示する。

熊本県知事

年 月 日

公 示

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり地域登録検査機関の登録の更新を行ったので、同条第 3 項において準用する同法第 17 条第 6 項の規定に基づき公示する。

熊本県知事

年 月 日

公 示

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、地域登録検査機関の変更登録を行い、登録台帳への記載事項を別紙のとおりとしたので、同条第 3 項において準用する同法第 17 条第 6 項の規定に基づき公示する。

熊本県知事

年 月 日

公 示

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定に基づき、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を別紙のとおりとしたので、同条第 9 項の規定に基づき公示する。

熊本県知事

年 月 日

公 示

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第8項の規定に基づき、地域登録検査機関の業務の休止（廃止）の届出があったので、同条第9項の規定に基づき公示する。

熊本県知事

記

- 1 地域登録検査機関の名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地
- 2 休止又は廃止の別
- 3 休止の期間（廃止年月日）
- 4 休止（廃止）しようとする業務

年 月 日

公 示

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第1項の規定に基づき、地域登録検査機関の登録が効力を失ったので同条第4項の規定に基づき公示する。

熊本県知事

記

登録の効力を失った地域登録検査機関の名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地

様式第 4 号

登録番号		登録年 月日	年 月 日				
地域登録検査機関の名称							
代表者氏名							
主たる事務所の所在地							
登録の区分							
農産物の種類							
農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成分検査業務受委託先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
備 考							

農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ（飼料用もみ）又は玄米（飼料用玄米）と記載する。

登録検査機関別産地品種銘柄選択状況一覧表（熊本県） （種類）

1 必須銘柄

品種名	
-----	--

2 選択銘柄 各登録検査機関の銘柄の選択状況は以下のとおりです（ 選択している銘柄は、品種名欄に のついているものです）。

登録検査機関名	品 種 名					所在地	連絡先

（注）

- 1 種類は、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米、水稻もちもみ及び水稻もち玄米、普通小麦、普通小粒大麦、普通大粒大麦、普通はだか麦、普通大豆及び特定加工用大豆（大粒大豆及び中粒大豆）、普通大豆及び特定加工用大豆（小粒大豆及び極小粒大豆）、普通そば並びにだったんそばの別を記載する。
- 2 品種名欄は、選択銘柄数に合わせ変更する。
- 3 出作により検査を行う場合は、その旨欄外に記載すること。
- 4 必須銘柄のみの場合も作成する。

表

証明書番号	
農産物検査員	
登録検査機関の名称	
氏名	
検査を行う区域	
農産物の種類	
上記の者は、農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 4 項の規定に基づき農産物検査員として農林水産大臣の登録台帳に記帳された農産物検査員であることを証明する。	
発行年月日	知事

裏

農産物検査法抜粋	
（農産物検査の義務等）	
第二十条 登録検査機関は、農産物検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、農産物検査を行わなければならない。	
2 農産物検査員は、公正かつ誠実にその職務を行わなければならない。	
（改善命令）	
第二十三条 農林水産大臣は、登録検査機関が第二十条の規定に違反していると認めるとき、又は登録検査機関が行う農産物検査若しくは第十三条第一項の規定による表示若しくは検査証明書の記載が適当でないとき、当該登録検査機関に対し、農産物検査を行うべきこと又は農産物検査の方法その他の業務の方法の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。	
留意事項	
農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られ場合は、それぞれもみ（飼料用もみ）又は玄米（飼料用玄米）と記載されている。	
記載されている農産物以外の農産物の農産物検査を行った場合は、農産物検査法第 23 条に基づく改善命令を発することがある。	

備考

用紙の大きさは、縦 55mm、横 91mm とする。

(照会者名) 様

熊本県知事

地域登録検査機関登録状況証明書

照会のあった事項については、下記のとおり登録されていることを証明します。

記

照 会 の 概 要	地域登録検査機関の登録状況

年度地域登録検査機関登録状況

【国内産農産物】

整理 番号	県名	地域登録検査 機関名	事務所区分 1：主たる事務所 2：従たる事務所	系統区分 1：JA系 2：全集連系 3：卸・小売 4：第三者機関 5：その他	登録状況 1：新規登録 2：継続 3：休止 4：廃止	事務所数 (従たる事 務所を含む)	検査場所 数	農産物検査員 数	うち指導的農 産物検査員数
	都道 府県計	件	1： 件 2： 件	1： 件 2： 件 3： 件 4： 件 5： 件	1： 件 2： 件 3： 件 4： 件	箇所	箇所	人	人

年度地域登録検査機関登録状況

【外国産農産物】

整理 番号	県名	地域登録検査 機関名	事務所区分 1：主たる事務所 2：従たる事務所	系統区分 1：JA系 2：全集連系 3：卸・小売 4：第三者機関 5：その他	登録状況 1：新規登録 2：継続 3：休止 4：廃止	事務所数 (従たる事 務所を含む)	検査場所 数	農産物検査員 数	うち指導的農 産物検査員数
	都道 府県計	件	1： 件 2： 件	1： 件 2： 件 3： 件 4： 件 5： 件	1： 件 2： 件 3： 件 4： 件	箇所	箇所	人	人

年度地域登録検査機関登録状況

【成分検査】

整理 番号	県名	地域登録検査 機関名	事務所区分 1：主たる事務所 2：従たる事務所	系統区分 1：JA系 2：全集連系 3：卸・小売 4：第三者機関 5：その他	登録状況 1：新規登録 2：継続 3：休止 4：廃止	事務所数 (従たる事 務所を含む)	検査場所 数	農産物検査員 数	うち指導的農 産物検査員数
	都道 府県計	件	1： 件 2： 件	1： 件 2： 件 3： 件 4： 件 5： 件	1： 件 2： 件 3： 件 4： 件	箇所	箇所	人	人